

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日とする)

告示

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	坂本 嗣雄	八頭郡八東町大字日田七三四
"	内田 義行	大字安井宿一一三四
"	白岩 博親	大字小別府四七〇
"	小林 寛	大字日田六八三
"	田中 良雄	大字南六六
"	山根 一也	大字徳丸一三六一
"	小椋 斌弘	四四八
"	西田 亮太郎	大字東三一七
"	竹内 富恵	大字皆原一四三
"	西川 重郎	大字日下部三六二
"	小林 寿一	大字新興寺九七

目次

◇ 示 土地改良区の役員就退任（農村整備課）

土地改良区の役員退任（〃）

土地改良事業計画の変更（〃）

土地改良法による換地計画の決定（二件）（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可（十一件）（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（九件）（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）

◇ 公安告示 歯科衛生士試験の実施（医務課）

◇ 公 告 歯科衛生士試験の実施（〃）

歯科技工士試験の実施（〃）

木原剛嗣 大字日下部五五八
 森下隆 大字横田一二〇
 西田雅之 大字茂田一八二
 森下次郎 大字徳丸八五五一
 加藤正男 大字皆原八一
 小林一三 大字新興寺五三〇一
 昭和大十二年十二月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本嗣雄 八頭郡八東町大字日田七四三
 小林寿一 大字新興寺九七
 白岩博親 大字小別府四七〇
 小林寛 大字日田六八三
 山根一也 大字徳丸一三六一
 竹内富恵 大字皆原一四三
 西田亮太郎 大字東三一七
 小椋斌弘 大字徳丸四四八
 木原剛嗣 大字日下部五五八
 西田雅之 大字茂田一八二
 宮木道幸 大字南二四三
 谷本一成 大字安井宿一一〇八
 畔田安己 大字横田九二一一
 西川實 大字日下部三七一
 森下次郎 大字徳丸八五五一

加藤正男 大字皆原八一
 加藤明 大字日下部七四一

昭和大十二年十二月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井上 万吉男 米子市東福原八二八

昭和大十二年十二月十二日退任

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業豊房地区は場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄Ⅱ期地区第七一二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十三号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（黒谷農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧にする。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）鷹狩地区農業用排水）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）別府地区農業用排水）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業黒坂地区区画整理）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業岸本南（小野）地区区画整理）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）落合地区農業用排水）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）原地区農業用排水）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）与一谷地区農業用排水）を昭和六十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業七ヶ堰地区農業用排水）を昭和六十三年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）貝田地区区画整理）を昭和六十三年

年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業一の谷地区農道整備）を昭和六十三年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業北谷尻地区区画整理）を昭和六十三年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十五号

三朝町が行う土地改良事業に係る加谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十六号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（奥田）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十七号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（前ヶ市）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二

十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二
条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次
のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

岸本町が行う土地改良事業に係る小野地区の換地計画の認可申請につい
ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律
第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四
項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦
覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

鳥取市が行う土地改良事業に係る堤見地区の換地計画の認可申請につい
ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律
第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四
項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦
覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

河原町が行う土地改良事業に係る水根・今西地区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

三朝町が行う土地改良事業に係る小河内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区今泉工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

赤碓町が行う土地改良事業に係る船上山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
用瀬町	第三期山村振興農林漁業対策事業板井原地区区画整理	昭和六十二年十二月二十日

鳥取県告示第九十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八條の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の統覧
発起人にならうとする者の住所及び氏名 気高郡青谷町大字長和瀬三六一一三 村 中 広 義 気高郡青谷町大字長和瀬五一 宮 脇 眞 春 気高郡青谷町大字長和瀬一五二 中 村 勲	漁業者調書の統覧
加入区 区 青谷加入	加入区
漁業の区分 漁業災害補償法 第四百條第二号 に掲げる漁業	漁業の区分
場 所 青谷町漁業 協同組合	場 所
期 間 昭和六十三 年二月二日 から同月十 六日まで	期 間

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一條第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年二月二日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年二月十七日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

一 被聴聞者の住所及び氏名

東郷中栄 五二四

田本富枝

公 告

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和63年2月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験期日
学説試験 昭和63年3月19日(土) 午前9時から
実地試験 昭和63年3月20日(日) 午前10時から
- 2 試験場所
学説試験 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
実地試験 鳥取市吉方温泉三丁目751 鳥取県立歯科衛生専門学校
- 3 試験科目
学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、歯

科臨床観論及び歯科診療補助並びに衛生行政

実地試験 歯科予防実技及び歯科診療補助実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験願書の受付期間

昭和63年2月15日(月)から同月20日(土)まで(郵送の場合は、昭和63年2月20日(土)までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

- (1) 受験願書(所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(所定の様式によること。)
- (3) 受験資格を証する書類
- ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(昭和63年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和63年3月23日(水)までに卒業証明書を提出すること。)
- イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国の歯科衛生士免許を受けたことを証する書類
- (4) 写真

出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影した手札形台紙付きのものとし、その裏面に(シエ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

(1) 試験手数料 11,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

(1) 昭和63年3月26日(土)正午に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)に問い合わせること。

歯科技工法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和63年2月2日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験期日

学説試験 昭和63年3月7日(月)午前9時から
実地試験 昭和63年3月6日(日)午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技工学、歯科铸造学、歯科理工学及び関係法規
実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験願書の受付期間

昭和63年2月15日(月)から同月20日(土)まで(郵送の場合は、昭和63年2月20日(土)までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

(1) 受験願書(所定の様式によること。)

(2) 履歴書 (所定の様式によること。)

(3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書 (昭和63年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和63年3月14日 (月) までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができることを証する書類

ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(4) 写真

出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影した手札形合紙付きのものとし、その裏面に (シタ) の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

(1) 試験手数料 16,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

(1) 昭和63年3月17日 (木) 正午に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課 (電話番号 0857-26-7190) に問い合わせること。